

新型コロナウイルス感染症対策についてのガイドライン及び  
感染症患者発生時の体制について

早稲田佐賀中学校・高等学校

1. 基本方針

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として徹底した予防策を講じ、本校において感染を起こさないように万全を期することとする。
- (2) 国や県または都市圏の情報収集と把握に努め、随時校内での協議を図ることとする。
- (3) 感染症対策のポイントは「感染源及び感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえた取り組みを行う。
- (4) 学校医と連携し、指導・対応・手順が確認できる校内保健管理体制を整備すること。

2. 感染症防止の徹底

(1) 健康管理について

- ① 寮または自宅での検温を徹底させる。
- ② HR 時に生徒の健康チェック行い、観察表に記入し、体調を観察する。
- ③ 「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合は登校を見合わせ、自宅で休養させる。風邪の症状の場合はその症状が治まるまでは自宅又は寮で休養させることとし、「欠席」にはせず、「出席停止」の措置をとることとする。なお、次の症状がある場合には、下記のア・イを目安に保健所等の相談窓口にご相談するよう保護者へ連絡する。
  - ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれか
  - イ 「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が4日以上続く）や「強い症状」とする場合
- ④ 体調不良及び登校に不安を感じる生徒に関して、その保護者の合理的理由がある場合には当該生徒の出欠の取り扱いについては「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくても良いと認めた日」として扱うことができる。したがって、指導要録上においても「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(2) 手洗いについて

- ① 授業前後の手洗いや用具を共用した場合の使用後の手洗いを徹底させる。
- ② ハンカチやタオル等は個人持ちとし、共用させないようにする。  
(※手の洗い方については、厚生省が発行している「正しい手の洗い方」を生徒に配布)

(3) 抵抗力を高めることについて

- ① 免疫力向上のために必要なバランスの良い食事や十分な睡眠、適度な運動等を心掛けるよう指導する。

(4) 集団感染リスクへの対応について

- ① 集団感染リスクの高い下記の3つの条件が同時に重なることを回避すること。
  - ア 換気の悪い密閉空間
  - イ 多くの人の密集
  - ウ 至近距離での会話や発生

(5) 消毒の徹底について

- ① 各教室に消毒液を設置し、全職員でマスク・手袋着用の上、清掃すること。
- ② 各教室及び廊下等のドアノブ・手すり・スイッチについては、1日に複数回清掃すること。
- ③ 机、椅子・窓等については、生徒が下校した後に全て清掃すること。

(6) 学習指導及び各教科の指導について

- ① 授業中は職員・生徒共に全員マスクを必ず着用すること。
- ② 教室内は窓を開け、常に換気を行うこと。
- ③ 授業内容等を工夫すること（グループワーク等集団にならないよう）。
- ④ 各教科の指導については、下記に示す文科省が示すガイドラインに則り、年間指導計画の中で指導の順序を変更することなど配慮すること。
  - ア 音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
  - イ 家庭科／技術・家庭科における調理等の実習
  - ウ 体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
  - エ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
  - オ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

(7) 図書室について

- ① 本の返却については、図書館前の「返却ボックス」に返却する。
- ② 室内では3密が重ならないようにすること。（※前述の（4）①に準じる）

(8) 生徒ラウンジについて

- ① 昼食を購入する生徒のみの利用とし、時間制限を設ける。
  - ア 中学生の利用は、特別な事情以外は認めない。
  - イ 高校生…13:05～13:20
- ② 利用方法は下記のとおりとする。
  - ア ラウンジ入室時はマスクを着用し、必ず手洗いとアルコール消毒を行う。
  - イ 売店利用については、一人一人の間隔を保つため、入場制限を設ける。
  - ウ テーブルを使用する際は対面を避け、使用前後の消毒を必ず行う。
  - エ インスタント食品についての販売は、一定期間中止する。

(9) 保健室の対応について

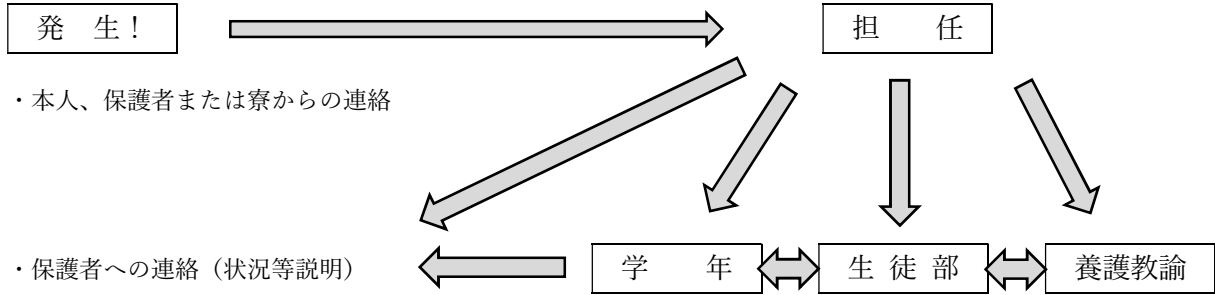
- ① 来室については、担任もしくは学年担当職員の許可をもらった生徒のみ来室させる。
- ② 入室時はマスクを着用し、必ず手洗いとアルコール消毒を行う。
- ③ 入室する前に必ず検温をさせる。
- ④ 保健室内が密集しないよう、入室に対し制限を設ける。
- ⑤ 不要不急の来室はさせない。
- ⑥ 体調不良で来室した生徒の行動歴等を把握しておく。
- ⑦ 発熱した場合は、必ず保護者または寮から迎えに来てもらう。

(10) 部活動について

- ① 活動前に健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させない（発熱者等の把握）。
- ② 練習前、休憩時、練習後の手洗いとアルコール消毒を必ず実施すること。
- ③ 活動場所においては必ず換気をし、使用する用具・器具については必ず消毒を行うこと。
- ④ 活動内容を工夫し、必ず3密にならないよう配慮すること（特に更衣室・部室）。
- ⑤ ハンカチ・タオル・ペットボトル・コップなどの共有は絶対にしないこと。
- ⑥ 練習試合や合同練習、遠征、地域行事等への参加については、県や各連盟、各自治体の基準と本校の方針を比較した上で管理職の許可を得ることとする。
- ⑦ 休校中に生徒の体力・運動能力が低下していることを踏まえ、運動部活動ガイドラインに則った練習計画を作成し、けがや事故等がないよう配慮すること。

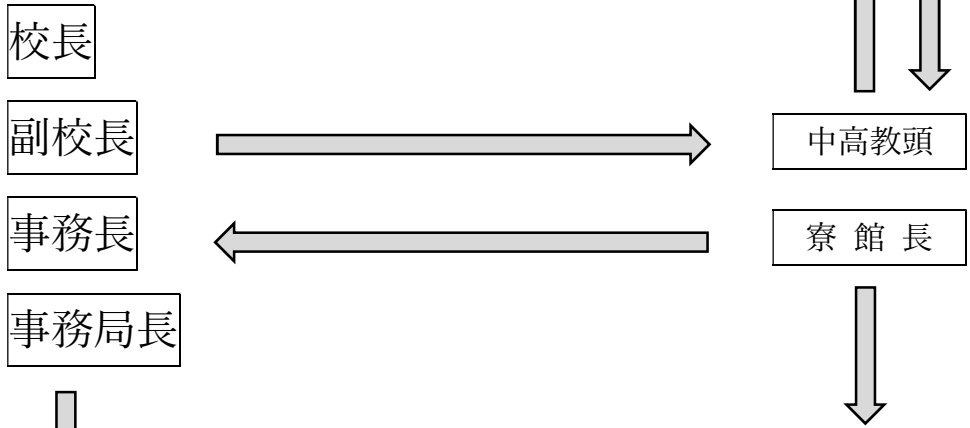
～体調不良者発生時の体制～（対応手順）

・確認事項（医療機関／現状把握／入院の有無等）



- ・情報の収集（濃厚接触者の確認・把握、該当生徒の行動確認等）
- ・医療機関との連携（保健所・学校医との連携・情報交換等）
- ・生徒の健康確認（登校している生徒及び欠席している生徒）

- ・全体の状況把握（職員・保護者への伝達）
- ・対応（生徒の健康観察・臨時休校の有無・今後の学校生活等について）
- ・関係機関との連携（医療機関・県・市・マスコミ対応等）



- ・各情報の伝達（寮生徒の現状報告等）
- ・寮生の対応（帰省・部屋割り・保護者への情報提供・その他連絡等）

寮務部      寮長

・関係機関への連絡（大学・県私学支援室・学校医・唐津保健所・帰国者接触者相談センター等）

- ・情報提供（状況の伝達等）
- ・対応（対処の流れの確認等）
- ・PCR検査の実施（指定医療検査にて検査・検体の調査※佐賀市内まで運搬・翌日以降に結果）